

岡山理科大学における 障がい学生支援に関するガイドライン

岡山理科大学（以下、「本大学」という。）における障がい学生支援に関するガイドラインを以下に示します。実際の支援においては、障がいの種別や程度により、授業の実施方法、環境の整備等、考慮すべき内容が個々に異なります。本大学教職員は、障がい学生の自尊感情に配慮しつつ、このガイドラインに留意し、関連部署等と相談し、障がい学生への差別の解消に取り組んでください。

1. 障がいの種別

障がいの種別には、様々なものがありますが、代表的なものは以下のとおりです（詳しくは文部科学省や日本学生支援機構等のホームページをご覧ください）。

- (1) 視覚障がい 視覚情報を得ることが困難な状態
- (2) 聴覚障がい 音がきこえなくなったり、ききづらくなったりする状態
- (3) 肢体不自由 歩行や筆記等の日常生活動作が困難な状態
- (4) 病弱・虚弱 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患のため、継続して医療や生活規制を必要とする状態。病気にかかりやすいため、継続的に生活規制を必要とする状態等
- (5) 発達障がい 学習の問題にとどまらず、周囲の対人関係や普段の行動など、生活に様々な困難が生じる状態。自閉症スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症等
- (6) 精神障がい 統合失調症、気分障がい、不安性障がい、睡眠障がい、高次脳機能障がい等
- (7) 知的障がい 知的機能に制約があり、適応行動に制約を伴う状態

2. 不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、正当な理由がないにもかかわらず、障がいを理由に区別・条件・制限を設けること等により、障がいのある学生の教育機会の平等を損なうことを意味します。正当な理由の有無は、個別の事案ごとに客観的・具体的に判断される必要があります。たとえば、「事故や危険のおそれ」を軽減する方策を検討することなく、単に「事故や危険のおそれがある」といった抽象的・一般的な理由に依拠して一方的に支援を拒むことは、認められません。

本大学教職員は、障がい学生に対して不当な差別的取扱いをしてはなりません。不当な差別的取扱いの例は、以下を参照してください。

- (1) 授業
 - 障がいを理由に、発言及び課題の提出を拒むこと。
 - 障がいを理由に、受講を拒否すること。
- (2) 試験と評価
 - 障がいを理由に、成績・評価を低くすること。
- (3) 学生生活
 - 障がいを理由に、窓口対応を拒否したり後回しにしたりすること。
 - 障がいを理由に、本大学の施設・設備の利用を制限すること。

3. 合理的配慮の提供

合理的配慮とは、教職員が、過重な負担にならない範囲で、障がいのある学生をとりまく社会的障壁を除去することを意味します。合理的配慮は、社会的障壁の除去により、基本的に、障がいのある学生と障がいのない学生との間の教育機会の平等をめざすものです。

本大学教職員は、以下の日本学生支援機構の出版物等を踏まえて、障がい学生に対して合理的配慮を提供してください。

日本学生支援機構『教職員のための障害学生修学支援ガイド』

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyozuzai/guide/index.html

日本学生支援機構『合理的配慮ハンドブック』

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html

また、本大学教職員が障がい学生に対して合理的配慮を提供する際には、以下についても留意してください。

(1) 授業

- コミュニケーション支援課は、社会的障壁の除去を希望する障がい学生と（必要な場合は保護者とも）面談し、合理的配慮の希望を明確に記した配慮要望書を作成・配付し、社会的障壁の除去を教職員に求めます。教職員は、配慮要望書について疑問や相談がある場合は、学生支援センター長、あるいはコミュニケーション支援課へ連絡してください。
- 配慮要望書を受けた教職員は、過重な負担にならない範囲において、障がい学生をとりまく社会的障壁を除去してください。
- 教職員は、障がい学生の直面する社会的障壁を除去する際には、ゆっくり明瞭に発話する、視覚情報を充実させる等のソフト面での対応や、補助器具（ICレコーダー、タブレット型PC、スマートフォン）の使用許可、プリントアウトデータの提供も検討してください。ただし、法令に基づき、著作権・知的財産権は、著作者が有し、それを障がい学生が侵害しないことを前提とします。
- 教職員は、コミュニケーション支援課コーディネーターやサポートスタッフの派遣を要望する場合、所属の学部（学科）等を通して学生支援センター長宛に依頼文を提出してください。

(2) 試験と評価

- 障がいによって授業に出席できなかった場合、その欠席に対する合理的な説明があったときは、その授業の担当教員は、過重な負担にならない範囲で、補講や、VOD授業、課題等で適切に対応してください。
- 教員は、試験においては、活字や図表類の拡大、別室受験、試験時間の延長等の配慮依頼の内容を検討し、過重な負担にならない範囲で、適切に対応してください。
- 教員は、筆記や描画が困難な学生には、PC等の利用許可を検討してください。

- 成績評価の際に、障がい学生と障がいのない学生との間で、異なった課題・試験となっても、授業目標の達成度の評価基準のバランスが取れるように、担当教員は適切に対応してください。つまり、教員は障がい学生に対し、教育目標を損なうような形で、評価基準を変更したり、合格基準を上げ下げしたりしないでください。

(3) 学生生活

障がい学生が、障がいのない学生と同等に、大学構内で快適に学生生活を送るために、休憩や食事をとったりトイレや施設を利用したりできるよう、教職員は、過重な負担にならない範囲で支援を提供してください。

4. 環境の整備

学生支援部、教学支援部、庶務部、健康管理課、各学部その他のあらゆる学内組織は、障がい学生に対する合理的配慮を的確に行うことができるように、相互に協力しながら、計画的に環境を整備しておいてください。

合理的配慮は、基本的に、個々の場面で個々の障がい学生からの意思の表明があった後に提供プロセスが進められるものですが、「環境の整備」は、そうした合理的配慮を的確に行えるように不特定多数の障がい学生を想定して、あらかじめ学内環境を充実させておくことを意味します。

環境の整備には、たとえば以下のような内容が含まれます。

- 道具的側面 : 補聴システム・ICレコーダー・カメラ類のような視聴覚の補助器具の導入。
- 教材的側面 : 配付物の拡大プリントやプロジェクター映像のデータを提供しやすくするための体制の整備。
- 人的側面 : ティーチングアシスタント (TA) やノートテイカーの配置。面談やカウンセリング等による相談体制の充実。不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する教職員の研修。
- 設備施設の側面 : 建物・教室・実験室・実習室等におけるユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化。校内の移動のしやすさの向上、食事・休憩のための適切なスペースの確保、多目的トイレの整備、学内駐車場の確保。

5. 支援情報の提供

本大学での取組みは、コミュニケーション支援課が概要を公表し、障がい学生と保護者、受験生等が活用できるようにします。また、同課は外部への個人情報流出の防止について細心の注意を払います。

附 則

このガイドラインは、平成31年2月5日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日 決裁)

この改正ガイドラインは、平成31元年4月1日から施行する。